

# 福岡県公報

平成25年2月8日  
第3469号

## 目次

### 告示(第174号-第194号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 4
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課) …………… 4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 4
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課) …………… 5
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課) …………… 5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 6
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 6
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 7

○特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 7

## 公 告

○漁港漁場整備法に基づく特定漁港漁場整備事業計画の縦覧 (水産振興課) …………… 7

○平成24年度種苗生産事業者講習会の開催について (林業振興課) …………… 7

## 公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) …………… 8

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) …………… 9

○警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活安全総務課) …………… 9

## 告 示

### 福岡県告示第174号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成25年2月8日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡粕屋町駕与丁三丁目991番145
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
糟屋郡粕屋町駕与丁三丁目1番13号  
案浦 日出夫

### 福岡県告示第175号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成25年2月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
(第1工区) 京都郡みやこ町犀川山鹿字赤干91番1、91番6及び91番8
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
京都郡みやこ町勝山上田960番地  
みやこ町長  
井上 幸春

福岡県告示第176号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年2月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡志免町志免中央一丁目625番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
糟屋郡篠栗町大字尾仲字宮ノ下682番地3  
社会福祉法人 勢門福祉会  
理事 古屋 嘉徳

福岡県告示第177号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年2月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡志免町大字志免字水町940番9及び941番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糟屋郡篠栗町大字和田790番地6 クレメントヒルB202号  
山下 大輔

福岡県告示第178号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年2月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
(第2工区) 田川郡糸田町字川原田3720番3の一部、3720番5、3720番12の一部、3720番13の一部、3720番14、3721番35の一部、3721番36の一部及び3721番39の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市博多区東公園7-7  
福岡県知事  
小川 洋

福岡県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	八女瀬高線	前	筑後市大字新溝16番1先から 筑後市大字新溝353番2先まで	4.5 ～ 15.4	823.0
			前	筑後市大字新溝16番1先から 筑後市大字新溝353番2先まで	6.0 ～ 33.0	925.0

		後	筑後市大字新溝16番1先 から 筑後市大字新溝353番2 先まで	4.5 ～ 15.4	823.0
		後	筑後市大字新溝16番1先 から 筑後市大字新溝353番2 先まで	6.0 ～ 33.0	925.0

**福岡県告示第180号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年2月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	八女 瀬高線	筑後市大字新溝523番1先から 筑後市大字新溝481番7先まで

**福岡県告示第181号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年2月8日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日  
平成25年1月17日
- 申請に係る特定非営利活動法人
  - 名称

特定非営利活動法人住みよいあさくらをめざす風おこしの会

- 代表者の氏名  
中嶋 玲子
- 主たる事務所の所在地  
福岡県朝倉市杷木星丸1168番地12
- 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、豊かな人間性を養い、地域における家庭・職場・自治組織等及び政策決定の場などあらゆる領域での男女共同参画をすすめ、また必要に応じ行政と協働して地域の生活課題を解決するための活動と学習に関する事業を行い、男女共同参画の住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

**福岡県告示第182号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年2月8日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日  
平成25年1月17日
- 申請に係る特定非営利活動法人
  - 名称  
特定非営利活動法人美容エステ協会NPO
  - 代表者の氏名  
本田 順大
  - 主たる事務所の所在地  
福岡県福岡市中央区大名二丁目10番1-411号
  - 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民及び現にエステティックに携わる、又はこれから目指そうとする人々たちに対して、セミナー、研修会等の開催及び電話相談等による知識

や技術の習得のための教育に関する事業を行い、エステティックの普及とそれを担う技術者の職業能力の開発及び雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

### 福岡県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県道	英彦山 添 田 線	前	添田町大字津野1095番1 先から 添田町大字津野1101番1 先まで	9.6 ～ 17.3	285.0
			後	添田町大字津野1095番1 先から 添田町大字津野1101番1 先まで	9.6 ～ 50.7	285.0

### 福岡県告示第184号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年2月8日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年1月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 (仮称) ドン・キホーテ飯塚店

(2) 所在地 福岡県飯塚市椿字コモヲ112番1ほか

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ドン・キホーテ	午前9時	午前9時	24時間営業	
株式会社ウイリー	午前10時	午前8時	変更なし	

(2) 来客が駐車場を利用することのできる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分～午後9時30分	24時間

### 福岡県告示第185号

耳納山麓土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年2月8日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏 名	住 所
倉富 秀敏	久留米市田主丸町森部676番地

### 福岡県告示第186号

筑後川下流土地改良区連合から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条の規定において準用する第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年2月8日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
川島 正弘	久留米市荒木町下荒木232番地1
吉山 正利	〃 大善寺町宮本1033番地5
古賀 平	〃 三潞町草場165番地4
堀田 益巳	三潞郡大木町大字横溝624番地
田中 正助	筑後市大字折地22番地
宮崎 正行	大川市大字本木室1021番地
中村 勝昭	柳川市大和町大字大坪22番地
今村 保則	みやま市瀬高町下庄219番地1
金子 健次	柳川市三橋町磯島295番地1
植木 光治	大川市大字九網52番地
中村 征一	筑後市蔵敷305番地3

## 2 退任監事

氏名	住所
緒方 岩雄	大川市大字中古賀501番地
檜原 利行	みやま市高田町黒崎開1907番地

## 3 就任理事

氏名	住所
川島 正弘	久留米市荒木町下荒木 232 番地 1
吉山 正利	〃 大善寺町宮本 1033 番地 5
古賀 平	〃 三潞町草場 165 番地 4
堀田 益巳	三潞郡大木町大字横溝 624 番地
下川 満男	筑後市大字折地 590 番地 1
宮崎 正行	大川市大字本木室 1021 番地
亀崎 敏彦	柳川市大浜町 934 番地 23
今村 保則	みやま市瀬高町下庄 219 番地 1

金子 健次	柳川市三橋町磯島 295 番地 1
植木 光治	大川市大字九網 52 番地
中村 征一	筑後市蔵敷 305 番地 3

## 4 就任監事

氏名	住所
緒方 岩雄	大川市大字中古賀501番地
鶴岡 藤記	三潞郡大木町大字上牟田口517番地

## 福岡県告示第187号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年2月8日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営山川地区土地改良（農道整備）事業変更計画書の写し	平成25年2月8日から 平成25年3月11日まで	みやま市役所

## 福岡県告示第188号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年2月8日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営山川地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	平成25年2月8日から 平成25年3月11日まで	みやま市役所

## 福岡県告示第189号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年7月福岡県告示第1230号苅田都市計画道路事業3・4・17号与原白石線〔苅田町施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年2月8日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成21年7月29日から平成29年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年7月福岡県告示第1229号苅田都市計画道路事業3・4・10号尾倉与原線〔苅田町施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年2月8日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成21年7月29日から平成29年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第191号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年2月8日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年1月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 イベントサポート賑和

(2) 代表者の氏名

荒竹 信之

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県遠賀郡水巻町二東1丁目8番10号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、移動販売事業を通じて一般市民に対して、市民団体や行政と協働して交流事業を行うとともに移動販売新規開業者の育成事業を行うことで経済活動の活性化を図り、まちづくりの推進と就労機会の増加に寄与することを目的とする。

福岡県告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

久留米	県道	瀬高線 久留米	前	久留米市荒木町荒木5811番先から 久留米市荒木町荒木900番2先まで	4.2 ～ 7.0	140.0
			後	久留米市荒木町荒木5811番先から 久留米市荒木町荒木900番2先まで	6.8 ～ 12.4	

**福岡県告示第193号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	城島線 三 瀬	前	久留米市城島町榑津1294番12先から 久留米市城島町榑津1292番5先まで	6.7 ～ 10.0	63.0
			後	久留米市城島町榑津1294番12先から 久留米市城島町榑津1292番5先まで	8.6 ～ 14.0	

**福岡県告示第194号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年2月8日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日  
平成25年1月8日
- 申請に係る特定非営利活動法人
  - 名称  
N P O 法人Heart・full Pro.
  - 代表者の氏名  
中別府 琴美
  - 主たる事務所の所在地  
福岡県中間市鍋山町1番1号 グリーンハイツ1F
  - 定款に記載された目的

この法人は、未来を担う子供たち、地域で活躍している大人からお年寄りに対して、「地域から世界へ」をスローガンに、英会話を中心とした語学スクールに関する事業を行い、国際社会に取り残されることなく、世界で堂々と渡り合えるたくましい人材を育成することを目的とする。

**公 告****公告**

福岡有明海地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第11項において準用する同条第4項の規定により公告する。

なお、当該事業計画の案は、平成25年2月8日から同年2月28日までの間、福岡県農林水産部水産局水産振興課において公衆の縦覧に供する。

平成25年2月8日

福岡県知事 小川 洋

**公告**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、平成24年度種苗生産事業者講習会（以下「講習会」という。）を開催するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により次のように公告する。

平成25年2月8日

福岡県知事 小 川 洋

1 講習会の日時及び場所

日 時	場 所
平成25年3月21日（木曜日） 午前10時～午後5時	久留米市山本町豊田1438番2号 福岡県森林林業技術センター研修室

2 受講資格者並びに講習科目及び時間

(1) 受講資格者

林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木（幼苗を含む。）を配布の目的をもって採取し、若しくは育成する事業を行おうとする者又はこの事業に従事しようとする者

(2) 講習科目及び講習時間

講 習 科 目	講 習 時 間
種苗に関する法令 種苗の産地及び系統に関する事項 種苗の生産技術に関する事項	午前10時～正午 午後1時～午後3時 午後3時～午後5時

3 受講の申込方法

講習会の受講希望者は、平成25年2月28日（木曜日）までに、受講申込書（用紙は、福岡県農林水産部林業振興課又は県の各農林事務所林業振興課で交付する。）に講習手数料14,000円（福岡県領収証紙によること。）を添えて提出すること。

4 申込書の提出場所及び問合せ先

名 称	所 在 地	電話番号
福岡県農林水産部 林業振興課造林係	福岡市博多区東公園7番7号	092-643-3549
福岡農林事務所 林業振興課	福岡市中央区赤坂一丁目8番8号 福岡西総合庁舎	092-735-6137
朝倉農林事務所 林業振興課	朝倉市甘木2014番地1 朝倉総合庁舎	0946-22-2731
八幡農林事務所 林業振興課	北九州市八幡西区則松三丁目7番1号 八幡総合庁舎	093-601-5567

飯塚農林事務所 林業振興課	飯塚市新立岩8番1号飯塚総合庁舎	0948-21-4965
筑後農林事務所 林業振興課	筑後市大字和泉字九郎地山 606番地の1	0942-52-5188
行橋農林事務所 林業振興課	行橋市中央一丁目2番1号 行橋総合 庁舎	0930-23-0387

5 注意事項

- 講習会には、筆記用具を持参すること。
- 提出された受講申込書及び講習手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第16号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成25年2月8日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

- 講習会の日時  
平成25年3月13日（水） 午前10時から午後5時までの間
- 講習会の場所  
久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室
- 受講対象者  
福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査

16:30~17:00

考查結果の公表  
(合格者に対する講習修了証明書の交付)

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

## 福岡県公安委員会告示第17号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成25年2月8日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成25年3月8日（金） 13:30~16:30	小郡市大板井234番地1 小郡警察署 会議室	小郡警察署
平成25年3月14日（木） 13:30~16:30	糸島市前原中央1丁目6番1号 糸島警察署 会議室	糸島警察署
平成25年3月14日（木） 13:30~16:30	北九州市戸畑区汐井町2番1号 戸畑警察署 会議室	戸畑警察署

## 2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

## 福岡県公安委員会告示第19号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成25年2月8日

福岡県公安委員会

## 1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

## 2 検定の実施日、時間及び場所

実 施 日	実施時間	実 施 場 所
平成25年5月8日（水）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成25年5月9日（木）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

- 3 受検定員  
各検定15名
- 4 受検資格  
福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員
- 5 検定の方法  
検定は、学科試験及び実技試験により行う。  
なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。
- 6 学科試験及び実技試験
- (1) 学科試験
- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 7 検定申請手続等
- (1) 事前（電話）受付期間  
平成25年4月15日（月）から同年4月17日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）
- (2) 受検申請手続期間  
事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）
- (3) 受検申請手続場所
- ア 住所地を管轄する警察署

- イ 営業所を管轄する警察署
- (4) 必要書類
- ア 必須書類
- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- イ 必要に応じて添付すべき書類
- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合  
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合  
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (5) 検定手数料  
14,000円
- ※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。  
また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。
- (6) 申請方法
- ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。
- ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
- イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること

。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

#### 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

#### 9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問合せは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。